

2023年12月22日
株式会社日本政策金融公庫

令和6年度 日本政策金融公庫予算（政府案）について

本日（12月22日）、令和6年度予算政府案が閣議により決定されました。この決定を踏まえた日本政策金融公庫の各業務の事業規模等は以下のとおりです。

[令和6年度事業規模]

【融資等業務】

（単位：億円）

業 務	令和6年度 予算案	令和5年度 補正後	令和5年度 当初計画
国民一般向け業務	27,660	47,490	47,490
農林水産業者向け業務 （融資業務）	7,440	8,190	8,190
（証券化支援業務）	19	19	19
（出資業務）	-	-	-
中小企業者向け業務 （融資業務）	20,400	27,400	27,400
（証券化支援買取業務）	700	500	500
（証券化支援保証業務）	105	105	105
（債務の保証業務（海外展開支援））	500	500	500
合計	56,824	84,204	84,204

【信用保険等業務】

（単位：億円）

業 務	令和6年度 予算案	令和5年度 補正後	令和5年度 当初計画
信用保険等業務 （中小企業信用保険）	150,813	196,576	196,576
（破綻金融機関等関連特別保険等）	660	660	660
（信用保証協会に対する貸付）	240	240	240
合計	151,713	197,476	197,476

【危機対応等円滑化業務】

（単位：億円）

業 務	令和6年度 予算案	令和5年度 補正後	令和5年度 当初計画
危機対応円滑化業務 （ツーステップ・ローン）	1,990	1,990	1,990
（損害担保）	992	992	992
（利子補給）	111	283	283
特定事業等促進円滑化業務 （ツーステップ・ローン）	1,950	2,367	2,367
（利子補給）	4	4	4
合計	5,047	5,636	5,636

（注）金額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

国民一般向け業務

セーフティネット機能の 発揮・資金の安定供給・ 民間金融機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災復興特別貸付等の取扱期間の延長 ○ 令和2年7月豪雨特別貸付等の取扱期間の延長
創業・スタートアップ・ 新事業支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新事業活動促進資金の拡充 ⇒「新市場進出を図る方」を貸付対象に追加
ソーシャルビジネス支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ソーシャルビジネス支援資金の拡充 ⇒「社会的課題の解決を目的とする事業を創業する方」の貸付利率を引下げ ⇒挑戦支援資本強化特別貸付（資本性ローン）の貸付対象に追加
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃上げ貸付利率特例制度（仮称）の創設 ⇒「賃上げに取り組む方」の貸付利率を一律引下げ ○ 経営者保証免除特例制度の拡充 ⇒適用要件を緩和

（注）令和5年度補正予算で措置済みのものも含まれます。

農林水産業者向け業務

セーフティネット機能の 発揮・資金の安定供給・ 民間金融機関との連携	○ 東日本大震災に係る特例融資の取扱期間の延長
農林水産業の新たな展開 への支援	○ 農業経営基盤強化資金の拡充 ⇒「公庫資金の借換」を資金使途に追加 ○ 林業基盤整備資金（造林）の拡充 ⇒「樹苗養成に必要な種苗費等」を資金使途に追加 ○ 林業構造改善事業推進資金及び農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）の拡充 ⇒「素材生産に必要な機械の取得」等の貸付限度額を拡充 ○ 特定農産加工資金の拡充 ⇒「世界的規模の需給のひっ迫などにより調達が困難となっている小麦及び大豆を 主要原材料として使用している農産加工業者」を貸付対象に追加 ○ スマート農業促進資金（仮称）の創設 ⇒スマート農業に取り組む農業者等を支援する資金を創設

中小企業者向け業務

セーフティネット機能の 発揮・資金の安定供給・ 民間金融機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災復興特別貸付等の取扱期間の延長 ○ 令和2年7月豪雨特別貸付の取扱期間の延長
創業・スタートアップ・ 新事業支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新事業活動促進資金の拡充 ⇒「新市場進出を図る方」を貸付対象に追加 ○ スタートアップ支援資金の拡充 ⇒貸付限度額を拡充
事業承継支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業承継・集約・活性化支援資金の拡充 ⇒貸付限度額を拡充
関係機関を繋ぐ役割の 発揮	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業経営力強化資金の拡充 ⇒「中小企業基盤整備機構のハンズオン支援を受けている方」の貸付利率を引下げ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃上げ貸付利率特例制度（仮称）の創設 ⇒「賃上げに取り組む方」の貸付利率を一律引下げ

（注）令和5年度補正予算で措置済みのものも含まれます。